

南相馬市告示第196号

南相馬市住宅用蓄電池導入支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
南相馬市住宅用蓄電池導入支援事業補助金交付要綱（令和8年南相馬市告示第80号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
補助対象	補助の要件	補助対象経費	補助額	補助対象	補助の要件	補助対象経費	補助額
蓄電池	以下の要件を全て満たすこと。 (1) 市の補助申請期間内に、国の補助事業の補助対象として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SI I)に登録されているものであること。 (2)～(7) 【略】	蓄電池部、電力変換装置（パワーコンディショナ一等）、その他附属機器等の購入及び設置工事に要する経費	蓄電容量1kWh当たり1万円（上限額：10万円）	蓄電池	以下の要件を全て満たすこと。 (1) 市の補助申請期間内に、国の補助事業「 <u>DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業</u> 」の補助対象として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されているものであること。 (2)～(7) 【略】	蓄電池部、電力変換装置（パワーコンディショナ一等）、その他附属機器等の購入及び設置工事に要する経費	蓄電容量1kWh当たり1万円（上限額：10万円）

附 則
この告示は、公布の日から施行する。